

地方自治センターの開設に寄せて

安達 和志

当法学研究所では、横浜・神奈川に立地する大学の付置研究所であることをふまえ、従来より地域に根ざした実践的な法学研究を一つの目標として活動してまいりましたが、とりわけ1995(平成7)年度に法学部自治行政学科が設置されて以来、この全国で初めての新学科と連携し、これを積極的にサポートすることをめねらいとして、毎年、地域と自治体に関わる特定のテーマを掲げた連続講演会やシンポジウムを実施してきました。そこにおいて選定されたテーマは、自治体の消費者行政、高齢社会における消費者被害、自然保護と法、子どもの福祉と家族・地域・自治体、女性の人権の現在、分権型社会における自治体と住民と、多岐にわたっています。

このような実績をもつ当法学研究所内に、このたび新たに「地方自治センター」が開設されたわけですが、「地方自治センター」設立の構想は、もともと本学における法科大学院(大学院法務研究科)の設置準備の過程で、地域密着型をめざす本学法科大学院の一つの特色を打ち出すことを企図して提起されたものです。その設立の趣旨は、地方自治に関心をもつ法曹関係者、自治体職員、市民団体などとの交流を推進することを通じて、本学法科大学院の理念にそくした法曹養成を支援するとともに、自治体の政策形成や訴訟法務に関わる法問題の解明への社会的要請に応え、地域に積極的に貢献していくことにあり、法曹実務教育の面とともに、法実践的な活動面でも地方自治の発展に寄与することを目的としています。

具体的な事業内容としては、当面、主に以下の点を中心に活動を進めていく予定です。

1. 地方自治の情報センターとしての機能充実

自治体の政策・立法・訴訟等に関する情報・資料を広く収集・整理し、利用者に提供します。

2. 自治体版リーガル・クリニックの実施

自治体における新たな制度設計や条例立案をはじめとした法律問題に関する県、市町村などからの求め・相談に応じ、また、法科大学院と連携し、法科大学院のリーガル・クリニックで扱う事案に含まれる市民サイドの行政事件に関して、調査・研究・助言などを行います。これには、法科大学院院生の参加も予定されます。

3. セミナー、事例検討会、講演会等の開催

研究者、自治体職員、法曹関係者などの外部講師を招くスタッフ・セミナーや、自治体法務に関する定期的な事例検討会を大学院法学研究科・法科大学院の院生も交えて開催するほか、講演会、研修講座などを行っていきます。

ようやく緒についたばかりの当センターの本格的な稼働にあたり、学内外の皆さまのご理解とご支援を切にお願いする次第です。

(法務研究科・法学部 教授)

